

理事会決議録

1. 日時 ○○年○○月○○日(○) ○○時○○分から○○時○○分まで
2. 場所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室
3. 理事定数 ○名
4. 出席者 ○名
- 理事 氏名 ○○ ○○, ○○ ○○, ○○ ○○
① ○○ ○○, ○○ ○○, ○○ ○○
(○○ ○○は、○○学園専門学校校長室から ZOOM
による WEB 会議システムにより出席)
(○○ ○○は、書面により決議に参加)
- 監事 氏名 ○○ ○○, ○○ ○○
- 会計監査人 氏名 ○○ ○○

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

5. 欠席者 ○名 ②
- 理事 氏名 ○○ ○○
6. 同席者 ○名
- 事務局長 氏名 ○○ ○○
7. 決議に特別の利害関係を有する理事
- 第○号議案 氏名 ○○ ○○
8. 議案(例)
- 第1号議案 理事(候補者)選任の件
- 第2号議案 評議員会の招集
- 第3号議案 理事長等の業務報告

9. 議案の経過及びその結果 ③ ④

- ・ 理事長○○ ○○が議長となり、本日の理事会は理事定数○名に対して○名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、理事○○ ○○が○○学園専門学校校長室から ZOOM による WEB 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

第1号議案について

議長から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日をもって辞任する理事〇〇 〇〇の後任として〇〇 〇〇を選任することを評議員会に諮問したい旨と、同氏の経歴等について説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

第2号議案について

議長から、議案資料「評議員会の招集について」に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇会議室において、“〇〇年度の予算及び事業計画の作成”、“監事選任”の審議・決議と“理事選任”の諮問のため、評議員会を招集したい旨の説明があった。なお、監事の選任については、監事〇〇 〇〇を再任、監事〇〇 〇〇の後任として〇〇 〇〇を選任するとの提案があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

第3号議案について

理事長、代表業務執行理事から、議案資料「理事長等の業務報告について」に基づき、職務の執行状況の説明があった。

・ 議事録署名人について

全出席理事により、本理事会の議事録に署名する理事として、理事〇〇 〇〇及び理事〇〇 〇〇を互選した。

議長は議事終了の旨を告げ、〇〇時〇〇分散会した。

〇〇年〇〇月〇〇日

議事録署名人⑤ ⑥

議 長 〇〇 〇〇 ⑥

理 事 〇〇 〇〇 ⑥

理 事 〇〇 〇〇 ⑥

監 事 〇〇 〇〇 ⑥

監 事 〇〇 〇〇 ⑥

理事会決議録

1. 日 時 ○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分から○○時○○分まで
2. 場 所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室
3. 理事定数 ○名
4. 出席者 ○名
- 理 事 氏名 ○○ ○○, ○○ ○○, ○○ ○○
 ○○ ○○, ○○ ○○, ○○ ○○
 (○○ ○○は、○○学園専門学校校長室から ZOOM
 による WEB 会議システムにより出席)
 (○○ ○○は、書面により決議に参加)
- 監 事 氏名 ○○ ○○, ○○ ○○
- 会計監査人 氏名 ○○ ○○

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

5. 欠席者 ○名
- 理 事 氏名 ○○ ○○
6. 同席者 ○名
- 事務局長 氏名 ○○ ○○
7. 決議に特別の利害関係を有する理事
- 第○号議案 氏名 ○○ ○○
8. 議案 第1号議案 理事選任の件
 第2号議案 代表業務執行理事選任の件

9. 議案の経過及びその結果

- ・ ○○時○○分、互選により (又は寄附行為第○条の規定により) ○○○○議長となり、開会を宣言して審議に入った。

第1号議案について

議長より、議案資料「第○号理事の選任について」に基づき、○○年○○月○○日をもって辞任する理事○○ ○○の後任として○○ ○○を選任することが、先の評議員会において適当との意見が得られた旨の説明があり、審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

なお、○○ ○○の任期は、本日より令和○年度定時評議員会終結時までとなる。

第2号議案について

議長から、議案資料「代表業務執行理事の選任について」に基づき、○○ ○○を代表業務執行理事に選任を諮りたい旨説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

・ 議事録署名人について

全出席理事により、本理事会の議事録に署名する理事として、理事〇〇 〇〇及び理事〇〇 〇〇を互選した。

議長は議事終了の旨を告げ、〇〇時〇〇分散会した。

〇〇年〇〇月〇〇日

議事録署名人

議 長 〇〇 〇〇 ⑩

理 事 〇〇 〇〇 ⑩

理 事 〇〇 〇〇 ⑩

監 事 〇〇 〇〇 ⑩

監 事 〇〇 〇〇 ⑩

説 明

- ① 出席者の氏名を全員記入のこと。
 - ・ウェブ会議、テレビ会議等の方法により、出席者が開催場所に一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境が確保されている場合は、理事会開催場所以外の場所にいる役員についても「出席」と取り扱って差し支えない。その場合は、出席方法を議事録に明記すること。
 - ・理事会に出席できない理事については、書面又は電磁的方法（口頭伝達は不可）による事前の意思表示を行うことにより出席者とみなすことができる。ただし、その場合の意思表示はいわゆる白紙委任ではない形となるよう留意すること。
- ② 欠席者の氏名を全員記入のこと。
- ③ 提案説明、質問、意見、これらに対する説明の内容については、発言者の氏名及び発言の要旨を具体的に記録すること。
 - ・資料等により説明した場合は、当該議案資料も添付すること。
- ④ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を記録すること。出席できない理事についても、それぞれの意思表示の確認と議事録への記載を要することに留意すること。
- ⑤ 議事録の真正性及び非改変性を担保する観点から、議事録の署名等については、次のいずれかの方法によること。
 - ・出席者全員による署名
 - ・出席者全員による記名押印
 - ・議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 名以上及び出席した監事による署名又は記名押印

- ⑥ 電磁的記録をもって作成される議事録の場合は、署名又は記名押印に代えて、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう)の措置を講じること。

競業及び利益相反取引の制限について

(関係規定:私立学校法第40条において準用する一般社団・財団法人法第84条及び第92条)

理事(※)は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

また、取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。(※理事長に限らず、全ての理事が適用対象となります。)

- ◆**競業** 理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。
- ◆ 次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

(例) ・理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合
・理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合
・収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合 等

- ◆**利益相反取引** 理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うことになりますので、議事録に賛否を明確に残しておくことが必要です。

(例) ・学校法人の業務のために、理事が所有する不動産(土地建物)を学校法人が賃貸借する場合
・学校法人が所有する車両を理事に売却する場合
・学校法人の業務のために、理事から資金を借入する(担保、利息が生じるもの)場合
・学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合
・学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合には、学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託(事務委託)を行う場合や顧問契約を締結する場合
・学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が、園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託する場合 等

◆その他の留意点

※1 「利益相反取引」(例. 理事長個人と学校法人との契約等)に関する所轄庁による特別代理人の選任は、今後は不要です。

※2 理事会の議決参与制限 (私立学校法第42条)

理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

(議決、議事について、一時退席などにより参加の制限が必要です)

→「利益相反取引の承認」はこの規定に該当し、当事者となる理事は議決に参加できません。

◆FAQ

Q 理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

A 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q 「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するとの解釈でよいか。議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

A そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載するようにしてください。

Q 利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。

A 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない(相対的無効)ものと解されています。なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されています。

Q 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

A 理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、①毎年の定例理事会、②新しい理事が選任される場合、③任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、④他の職の契約更新・改定時 などがタイミングとして考えられます。